

令和4年における監督指導の実施結果

令和4年に、山梨労働局管内の労働基準監督署（*1）が実施した定期監督等（*2）の結果は、以下のとおりです。

- 1 令和4年1月から同年12月までの間に、山梨労働局管内の労働基準監督署は、計1,647事業場に定期監督等を実施しました。このうち、労働基準関係法（労働基準法、労働安全衛生法等）に係る何らかの違反が認められたのは1,160事業場で、違反率は70.4%でした。

30事業場以上の定期監督等を実施した業種のうち、違反率が最も高い業種は「保険衛生業」で、その違反率は88.5%でした。次いで「運輸・交通業」の82.1%、「製造業」の79.0%でした。

監督を実施した事業場数は建設業が679事業場と最も多く、そのうち395件（58.2%）で違反が認められました。以下、製造業が267事業場（うち法令違反が認められたのは79.0%）、商業が194事業場（同76.3%）でした（*3）。
- 2 労働基準法違反の主な内訳は、労働時間に関する違反が282件（17.1%）、割増賃金に関する違反が247件（15.0%）、賃金台帳に関する違反が186件（11.3%）でした。労働安全衛生法違反の主な内訳は、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反が299件（18.2%）、安全基準に関する違反が232件（14.1%）、健康診断に関する違反が140件（8.5%）でした（*4）。

業種別の内訳を見ると、製造業及び商業においては健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反が最も多く認められ、各々76件、48件でした。運輸交通業においては労働時間に関する違反が最も多く認められ22件でした。接客娯楽業においては、割増賃金に関する違反が最も多く認められ53件でした。

*1 甲府・都留・鯉沢労働基準監督署の3署です。

*2 労働基準監督官が労働基準関係法に基づき行う調査で、定期的に実施するほか、労働災害の発生又は労働者からの相談等を契機に実施します。

*3 定期監督等で労働基準関係法に係る違反を認めた場合には、是正期日を定めて是正勧告書等の書面交付により指導を行います。

*4 比率（違反率）は令和4年中に定期監督等を実施した全事業場数に対するものです（以下同じ。）。

1 監督指導の実施状況

(1) 平成29年以降に山梨労働局管内の労働基準監督署が法定労働条件の履行確保等を目的として実施した定期監督等の実施結果は表1のとおりです。

令和4年の定期監督実施件数(事業場数)は1,647事業場で、このうち労働基準関係法令に係る法違反が認められたのは1,160事業場、違反率は70.4%で、例年とほぼ変わらない状況でした。

表1 何らかの法令違反が認められた事業場の割合

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
監督事業場数	1,439	1,462	1,498	1,193	1,746	1,647
違反事業場数	956	918	1,029	837	1,185	1,160
違反率(%)	66.4%	62.8%	68.7%	70.2%	67.9%	70.4%

(2) 主な業種(定期監督等を30事業場以上実施した業種)別の実施状況は表2のとおりです。

業種別の違反率は「保健衛生業」が最も高く88.5%でした。次いで「運輸交通業」の82.1%、「製造業」の79.0%でした。

表2 主な業種別実施状況

業種	監督事業場数	違反事業場数	違反率(%)
製造業	267	211	79.0%
建設業	679	395	58.2%
運輸交通業	56	46	82.1%
商業	194	148	76.3%
保健衛生業	139	123	88.5%
接客娯楽業	168	132	78.6%
全業種(上記含む)	1,647	1,160	70.4%

2 主要な法令違反の状況

(1) 主要な法令違反の状況は表3のとおりです。

認められた法令違反のうち、労働基準法関係で最も多かったのは、労働時間に関する違反（労基法第34条～第36条を除く。）が282件（17.1%）、次に割増賃金に関する違反が247件（15.0%）、賃金台帳に関する違反が186件（11.3%）でした。労働安全衛生法関係で最も多かったのは、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反が299件（18.2%）で、次に安全基準に関する違反（安衛法20条～25条のうち安全に関するもの。）が232件（14.1%）で、健康診断に関する違反が140件（8.5%）でした。

表3 主な法令違反の状況

	労働条件の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳		
法違反数(件)	147	282	247	118	186		
違反率(%)	8.9%	17.1%	15.0%	7.2%	11.3%		
	安全衛生管理体制	安全基準	衛生基準	定期自主検査	健康診断	医師の意見聴取	労働時間状況把握
法違反数(件)	138	232	48	53	140	299	106
違反率(%)	8.4%	14.1%	2.9%	3.2%	8.5%	18.2%	6.4%

* 1つの事業場に複数の違反が認められた場合、それぞれに計上しています。

(2) 業種別の主要な法令違反の状況は表4のとおりです。

製造業、商業、保健衛生業では健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反が最多で各々76件、48件、41件で、建設業では、安全基準に係る違反（安衛法第20条～第25条のうち安全に関するもの。）が最も多く認められ148件でした。また、運輸交通業では労働時間に関する違反（労基法第34条～第36条を除く。）が最も多く認められ、22件でした。接客娯楽業では、割増賃金に関する違反が最も多く認められ、各々53件でした。

表4 業種別の法令違反の状況（単位：件）

	労働条件の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生管理体制	安全基準	衛生基準	定期自主検査	健康診断	医師の意見聴取	労働時間状況把握
製造業	38	73	44	18	27	69	62	31	31	36	76	9
建設業	20	47	41	10	29	28	148	12	14	16	57	15
運輸交通業	9	22	11	9	16	8	7	1	1	6	20	7
商業	19	33	37	15	28	6	4	1	1	33	48	17
保健衛生業	7	33	37	22	28	7	0	0	1	14	41	16
接客娯楽業	43	30	53	25	40	8	1	0	1	21	17	26
全業種(上記含む)	147	282	247	118	186	138	232	48	53	140	299	106

* 1つの事業場に複数の違反が認められた場合、それぞれに計上しています。

【参考】主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
労働条件の明示 (労基法第15条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付等により明示していない。
労働時間 (労基法第32条)	<ul style="list-style-type: none"> 労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1週40時間又は1日8時間)を超えて労働させている。 労使協定で締結した上限時間を超える時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法第37条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 固定残業手当を支払っているが、残業時間の実績で計算すると当該支給額では不足している。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法第89条)	<ul style="list-style-type: none"> 常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成していない。 作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法第108条)	<ul style="list-style-type: none"> 賃金台帳を調製していない。 手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法第10～19条)	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理者又は衛生管理者を選任していない。 産業医を選任していない。 作業主任者を選任していない。
安全基準 (安衛法第20～25条)	<ul style="list-style-type: none"> プレス機械に有効な安全装置を設けていない。 機械の原動機、回転軸に覆い等を設けていない。 (開口部等に)墜落防止用の手すり等を設けていない。
衛生基準 (安衛法第20～25条)	<ul style="list-style-type: none"> 局所排気装置等を設置していない。 有効な呼吸用保護具を使用させていない。
定期自主検査 (安衛法第45条)	<ul style="list-style-type: none"> 動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断の実施 (安衛法第66条)	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていない。 深夜業に従事する労働者に対し年2回の健康診断を実施していない。
健康診断の結果についての 医師等からの意見聴取 (安衛法第66条の4)	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置(就業上の措置の必要性の有無、講ずべき措置の内容等)に係る意見を医師等から聴取していない。
労働時間の状況把握 (安衛法第66条の8の3)	<ul style="list-style-type: none"> タイムカード、パソコンの使用時間の記録、事業者の現認等の客観的な方法により、労働者の労働時間の状況を把握していない。

